

負の所得税を応用した最低保障年金導入案の提言

関西大学 ガバナンス研究科

K664276@kansai-u.ac.jp

八重島 崇宏

論文構成

第1章

1－1 国民年金の納付状況と高齢者の現状

1－2 公的年金制度と生活保護制度の概要

1－3 公的年金制度と生活保護制度の関係

第2章

2－1 国民年金の全額税方式化に伴う最低保障年金の導入案

2－2 所得比例年金と最低保障年金の導入案

2－3 他の制度改革案と負の所得税について

第3章

3－1 『負の所得税の概念』の定義

3－2 負の所得税の概念を用いた制度改革案の概要

3－3 各パターンにおける試算

今後の研究課題

問題意識と報告の目的

問題意識

国民年金の給付額より多い支給額である生活保護制度により老後の生活が保障され、未納・未加入へのモラルハザードが働いていると考えられる。^{* 1}

老後の生活のために保険料の納付を行なっている国民がいるのに対して、保険料の納付を行わなかった国民が老後に無年金・低年金者となり、生活が困難なことにより、財源が税金である生活保護の受給を行うことは、年金保険料の納付を行っている人との間に不公平が生じている。

報告の目的

上記の問題は、所得保障に関する制度が保険料方式（公的年金制度）と税方式（生活保護制度）により運営されていることにより、アンバランスが生じている点について考察し、負の所得税の概念を用いる事で解決策の提示を行う。

^{* 1}：和田（2010）では、モデルケースを作成した後に国民年金と生活保護の受給額の比較を行い、全てのパターンで『実質的な国民年金受給額は生活保護受給額より低額であり、福祉における再分配はゆがんでいる可能性がある。』としている。

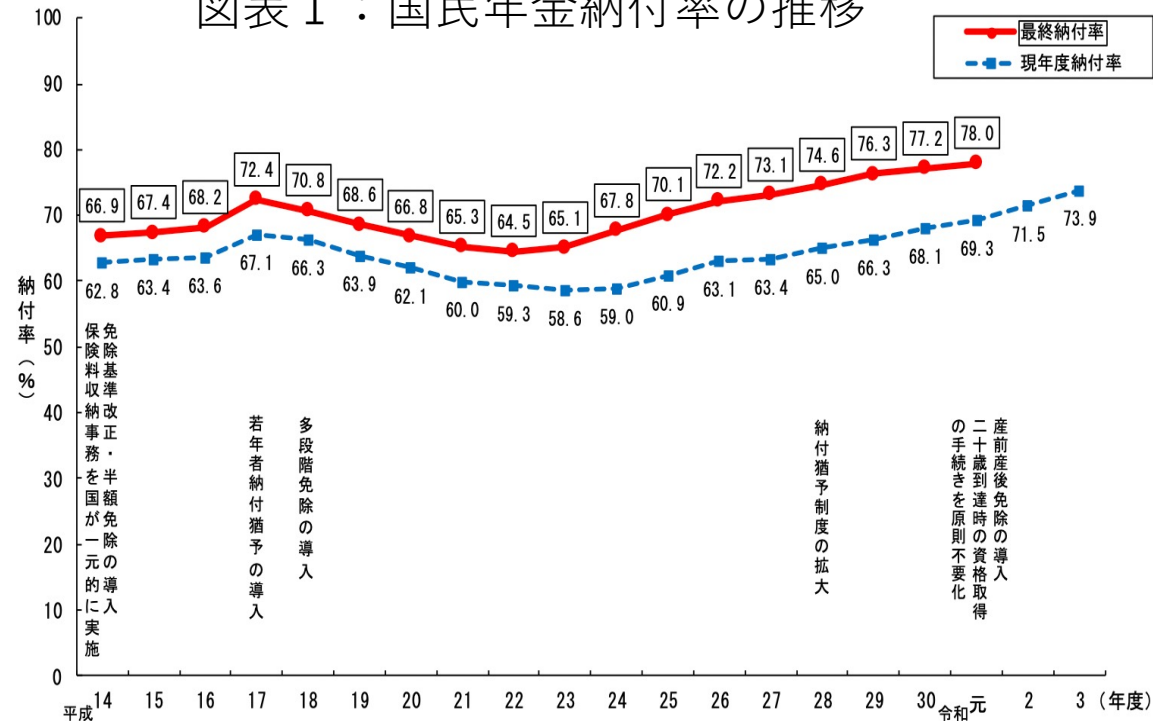
1 - 1 : 国民年金の納付状況と高齢者の現状

国民年金の納付率について

令和元年度の最終納付率は**78.0%**

⇒過去9年連続で増加しているのも関わらず、約4分の1が未納である。さらには、全額免除・猶予者は583万人（令和三年度は612万人と過去最多）であり、保険料の納付率の計算には含まれていない。

図表 1 : 国民年金納付率の推移



引用：「厚生労働省 令和3年度の国民年金の加入・保険料納付状況について」

1 - 1 : 国民年金の納付状況と高齢者の現状

高齢者の現状

将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所 2019）

高齢化率は2040年には35.3%、2060年には38.1%となる（**2022年は29.1%**）

2人以上の世帯の貯蓄現在高（総務省 家計調査報告書 2019）

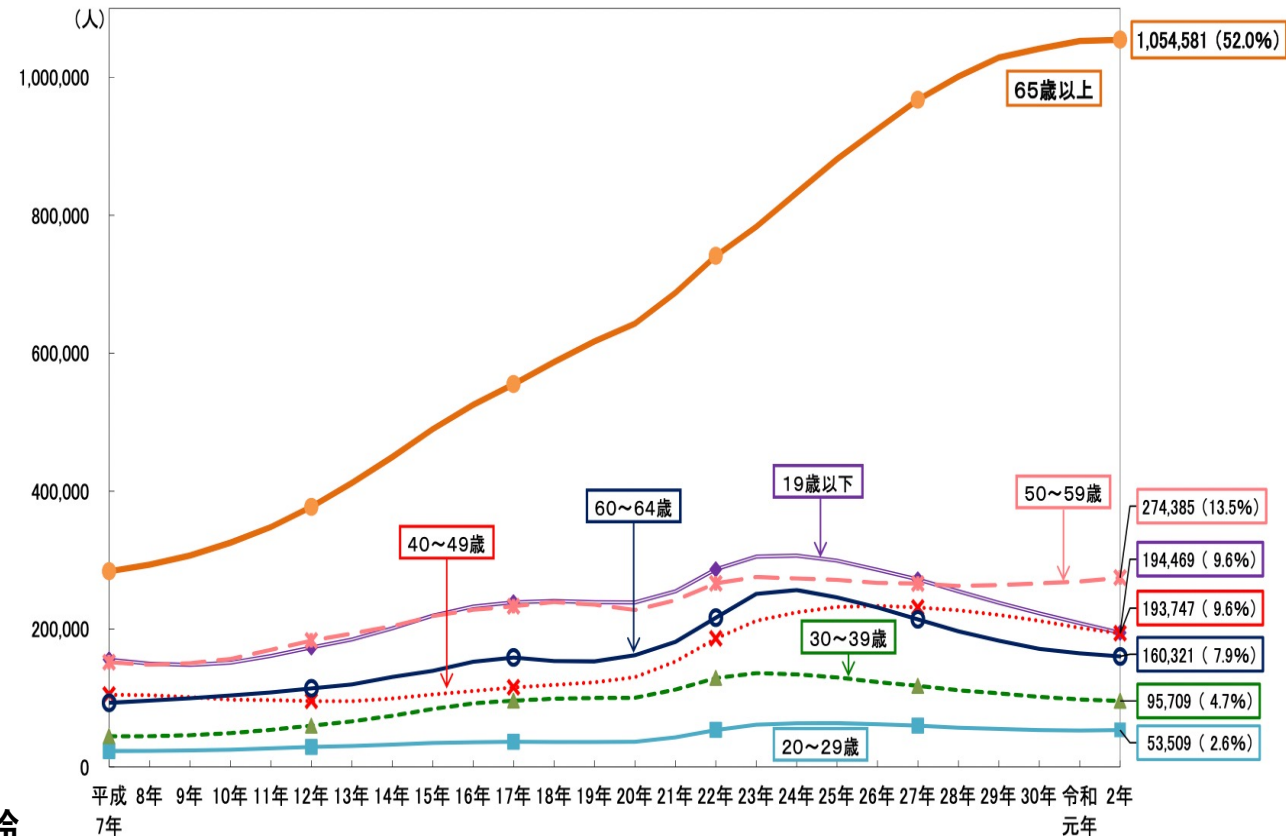
平均値 1,755万円 中央値 1,033万円

高齢者世帯の1世帯当たり貯蓄現在高

平均値 2285万円（種類：定期預金 920万円・普通預金 618万円・生命保険 397万円・有価証券 348万円・金融機関外 9万円）

被保護人員のうち、半数は65歳以上の者となっており、裕福な高齢者がいる一方で、**貧困に陥る高齢者も増加しており、高齢者の生活保護受給者は増加傾向にある。**

図表2：年齢階級別保護率の年次推移



引用：「厚生労働省 令和4年度 生活保護制度の現状について」

1 - 2 : 公的年金制度と生活保護制度の概要

公的年金制度の主な役割 : 老後の生活保障

公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のなかで、公的年金・恩給の総所得に占める割合が100%の世帯は48.4%であり、80%以上である世帯は60.9%

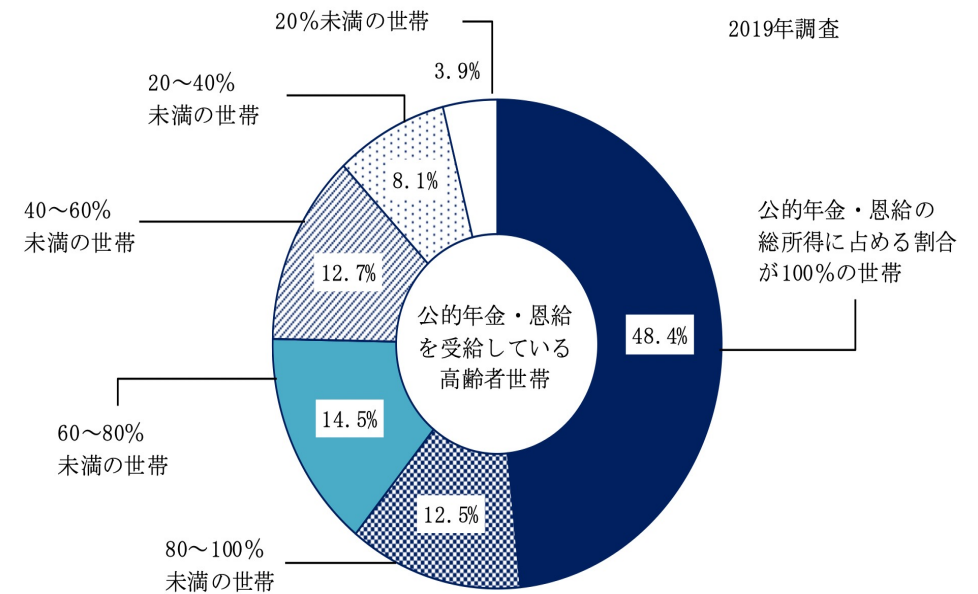
⇒ **公的年金は高齢世帯の所得の要**

公的年金制度の基本原則 : 社会保険方式（賦課方式）

現役世代の納める保険料によって高齢者の年金給付を賄う（世代間扶養）

公的年金制度は賦課方式により世代間扶養が働いているが、少子高齢化の進行により、世代間扶養を保たせるには「**現役世代の負担の増加**」「**高齢世代の給付の抑制**」のどちらかが必要となる。

図表3：公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合



総務省「人口推計」令和2019年10月1日（確定値）より作成

1－2：公的年金制度と生活保護制度の概要

生活保護の主な役割：生存権を実現するための制度（最後のセーフティーネット）

日本国憲法第25条（生存権）

「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」

生活保護法第1条

「日本国憲法第二十五条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」

生活保護制度の基本原則

①国家責任の原則、②無差別平等の原則

③最低生活保障の原則、④補足性の原則

1－3：公的年金制度と生活保護制度の関係

生活保護受給者数の半数以上は高齢者であり、原因の一つとして、国民年金未納・未加入により、公的年金の役割である老後の所得保障が働いていないことが考えられる。さらに各制度の概要を見て分かる通り、公的年金制度は「老後の生活保障」、生活保護制度は「生存権を実現する」役割を担っている。両制度ともに所得保障に関する制度であるにも関わらず、政府の見解として公的年金制度と生活保護制度は『独立した制度』*²として政策運営を行なっているため、制度間の不公平が生まれている。

そこで、負の所得税の概念を用いて、最低保障年金を導入することで、高齢者の生存権は生活保護(税方式)でなく最低保障年金（保険料方式）により保障することができる。これにより、老後の所得保障制度は保険料方式に一元化されるため、不公平の解消を行うことができる。

* 2：参議院(2003).内閣参質第157号第12号.参議院議員櫻井充君提出公的年金と生活保護の支給額に関する質問に対する答弁書『公的年金制度と生活保護制度は、制度の趣旨や内容が異なるものであり、公的年金制度の年金額と生活保護制度の最低生活費を単純に比較することは適当ではない』

2-1：国民年金の全額税方式化に伴う最低保障年金の導入

- 社会保障国民会議にて、国民年金を社会保険方式から税方式(消費税)に移行した場合の財政試算が3パターンを行った。

各パターン

A案：拠出履歴を考慮せず、基礎年金満額を一律給付する。

B案：拠出履歴を反映し過去の未納期間分は給付を削減する。

C案：拠出履歴を考慮せず一律給付の上に、既拠出相当分の給付を加算する。

2-1：国民年金の全額税方式化に伴う最低保障年金の導入

各パターンにおける結果と問題点

A案の必要財源は14兆円(消費税換算 5.0%)であり、制度改正前後で被保険者の保険料を抛出する誘因がなくなることや過去に保険料の抛出を行ってきた被保険者からの合意は得られないと考える。

C案の必要財源は24兆円(消費税換算 8.5%)であり。追加給付のための財源負担が非常に大きく、国民の合意は得られないと考える。

これらを加味すると、現実的に検討可能な案としてはB案(必要財源9兆円・消費税換算 3.3%)となる。

B案に対する考察

冒頭で挙げた問題意識である両制度間のアンバランスについては、国民年金と生活保護ともに財源が税負担となるため、解消していると考ええる。しかし、年金給付の削減を行うため、公的年金の役割である「老後の所得保障」が薄れてしまい、生活保護受給者の増加が予測される。

そこで、給付削減を行っていない他の最低保障年金の導入案についての考察を行う。

2－2：所得比例年金と最低保障年金の導入

- ・駒村(2009)により、「所得比例年金への一元化」と「最低保障年金導入」の組み合わせモデルが提案されている。改革のモデルとしては、以下の通りである。
1. 厚生年金制度の適用を拡大し、原則 15 歳以上のすべての国民を対象とする。
 2. 保険料（保険料率：19%）徴収は所得比例で行う。
 3. 年金給付は現役時代の平均所得と加入期間に応じてを行う。

国民年金を廃止し、この仕組みを新型厚生年金としている。また、所得比例型の新型厚生年金の給付額が一定以下の高齢者については、税を財源とした最低保障年金により保障を行う。

雇用形態に関わらず雇用されている被保険者は労使折半、典型的な自営業者は本人が全額支払うことになり、無職・学生など所得がないものはゼロ保険料を支払う。

給付は原則 65 歳から開始とし、給付額は「現役時代の平均所得(経済成長や賃金上昇率などにリンクさせ現在価値に変換を行う)＊1%＊保険料支払年数」としている。

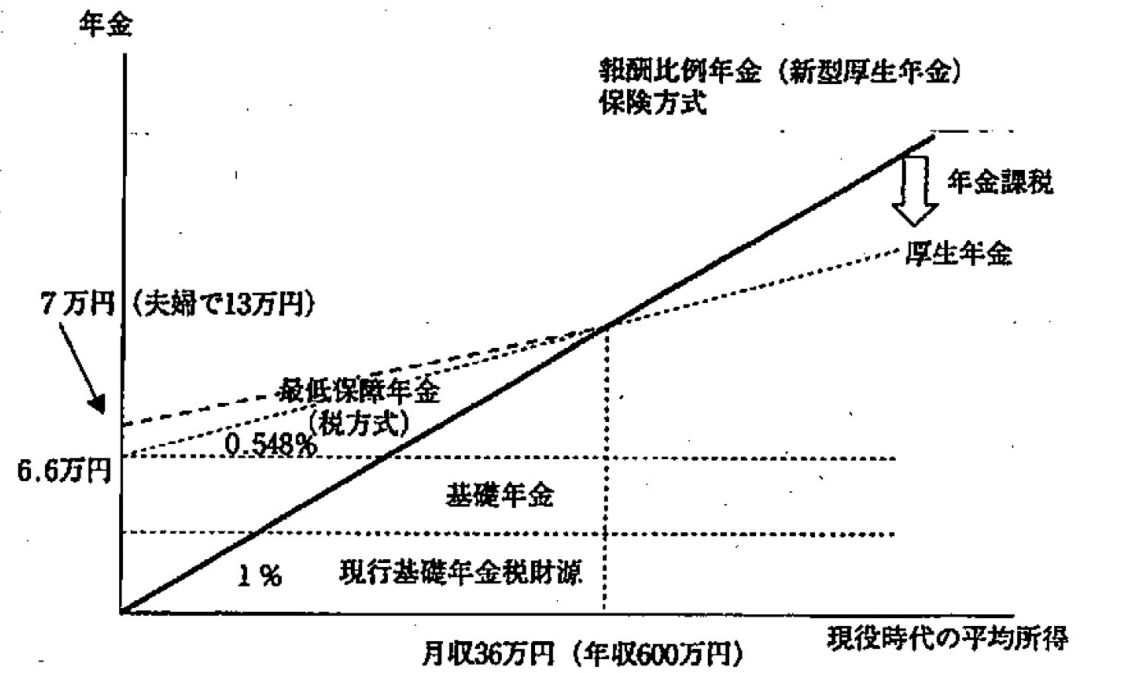
最低保障年金は、個人で月額 7 万円、夫婦世帯では月額 13 万円というように、世帯規模で調整され、生活保護制度の給付額水準とそろえる。

2 - 2 : 所得比例年金と最低保障年金の導入

国民年金を廃止、税を財源とした最低保障年金の導入により、冒頭で挙げた問題意識である両制度間のアンバランスは、解消されていると考える。しかし、駒村(2009)にて自身で挙げているように「自営業者の所得補足に関わる問題」*1や「専業主婦への不必要な最低時保障年金の受給」*等の問題がある。

さらには、単身者の最低保障額は7万円であり、他の資産や所得がない被保険者は、生活保護受給の必要が生じる。

図表 4 : 駒村(2009)てにおける改革案



出典:駒村康平(2009)
「年金を選択する 参加インセンティブから考える」 p.77

* 1:対応策として、保険料を所得税と一括徴収することで過少申告は脱税として厳しく扱い、最低保障年金の受給資格の剥奪を行う。あるいは、商店主等の所得の曖昧な自営業者については、所得比例年金の強制的な加入者とせず、同時に最低保障年金の対象としないで、生活保護により救済を行う。という提案を行なっている。

* 夫婦間での年金分割を行い、分割された所得比例年金が一定以下であれば、最低保障年金の部分受給できる仕組みにすべきとしている。

2－3：他の制度改革案と負の所得税について

「国民年金の全額税方式化に伴う最低保障年金の導入」と「所得比例年金と最低保障年金の導入」の2つの制度改革案についての考察を行ったが、共に税方式による最低保障年金の導入案であった。

他の最低保障年金導入の先行研究として、稲垣(2009)や山本(2012)等が挙げられるが、いずれの研究でも民主党案の7万円をそのまま踏襲したり、現行の国民年金の満額を基準にしているケースが多い。

現行の国民年金に該当する部分を税方式を用いることで生活保護制度との間に生じていた不公平は解消されるが、給付水準に対する考察がなく、生活保護受給者の増加が考えられる結果となった。

これらを先行研究を踏まえ、負の所得税*2を応用することで、保険料方式による最低保障年金導入の提言を行う。

*2:負の所得税（Negative Income Tax）：一定の限度額を決めて、それ以上の課税所得金額に対しては、当該限度額を差し引いて実際の課税額を決める。一方、課税金額がそれに満たない場合には、限度額との差額を還元して給付する仕組みである。低所得世帯への給付と、中・高所得世帯への課税によってシンプルに所得再分配を実現する。

3－1：『負の所得税の概念』の定義

『負の所得税の概念』の定義

本報告における『負の所得税の概念』とは、一般的な負の所得税である「中・高所得世帯の所得への課税によって、低所得世帯へ給付を行う」という点を参考に、『中・高所得高齢世帯の総所得へ課税を行い年金支給額の減額を行い、低所得高齢世帯の年金支給額の増額(最低保障年金の導入)を図る』ものである。

これにより世代間扶養のみでなく、高齢者間で「同世代間扶養」を行う。

最低保障年金の給付額は、世帯単位で生活保護制度と水準を揃えることで、高齢者の生存権は最低保障年金(保険料方式)で保障されることになり、冒頭で挙げた不公平の解消に繋がると考える。

3－2：負の所得税の概念を用いた制度改革案の概要

改革案の内容

世帯単位で老後の総所得*³に対して負の所得税の概念を用いることで、65歳以上のいる低所得世帯の所得の底上げと最低保障年金の導入を行う。財源が不足した場合、65歳以上のいない世帯から保険料徴収を行うものとする。

財源の詳細について

課税レベルの異なる4パターンの提案を行い、所得金額階級別世帯数を用いることで、各パターンで必要となる財源等の算出を行う。

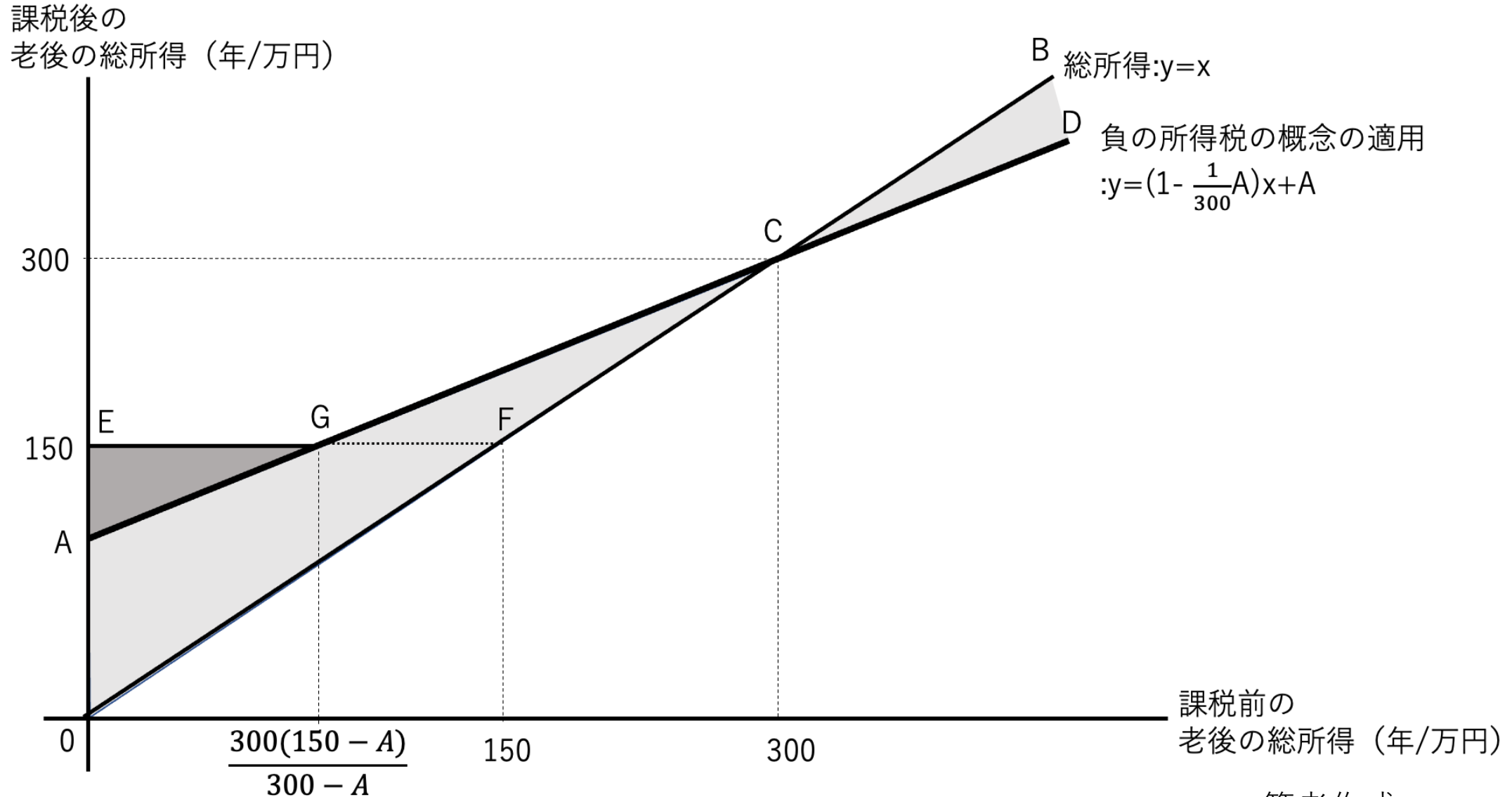
財源等の算出を行うため以下のことを定義する。

- 低所得世帯の年間収入は300万円以下
- 生活保護受給レベルは一律で年間は150万円以下
- 最低保障年金は年間150万円とする
- 所得金額については各所得金額階級の中央値をとる

* 3:稼働所得のみでなく、年金や恩給・財産所得・その他全ての所得を指す。

3－2：負の所得税の概念を用いた制度改革案の概要

図表5：負の所得税の概念の適用



3－2：負の所得税の概念を用いた制度改革案の概要

算出に用いるデータ

図表 6：各種世帯別にみた所得金額階級別世帯数の分布及び中央値

2021（令和3）年調査										
所得金額階級	全 世 帯		高 齢 者 世 帯		高 齢 者 世 帯 以 外 の 世 帯		児 童 の い る 世 帯		65 歳 以 上 の 者 の い る 世 帯	
	累積度数分布 （ % ）	相対度数分布 （ % ）	累積度数分布 （ % ）	相対度数分布 （ % ）	累積度数分布 （ % ）	相対度数分布 （ % ）	累積度数分布 （ % ）	相対度数分布 （ % ）	累積度数分布 （ % ）	相対度数分布 （ % ）
総 数	.	100.0	.	100.0	.	100.0	.	100.0	.	100.0
50 万 円 未 満	0.7	0.7	1.1	1.1	0.6	0.6	0.1	0.1	0.6	0.6
50～ 100	5.4	4.7	11.0	9.9	2.5	2.0	0.9	0.8	7.1	6.4
100～ 150	11.6	6.2	22.1	11.1	6.1	3.6	2.3	1.4	15.3	8.3
150～ 200	18.6	7.0	34.6	12.5	10.2	4.1	3.5	1.2	24.5	9.1
200～ 250	25.2	6.7	45.7	11.1	14.5	4.3	5.3	1.8	32.8	8.4
250～ 300	31.9	6.7	56.1	10.4	19.2	4.7	7.2	1.8	41.5	8.7
300～ 350	39.0	7.1	66.5	10.4	24.5	5.3	9.2	2.1	50.3	8.8
350～ 400	45.4	6.4	74.9	8.4	29.8	5.3	12.6	3.4	57.7	7.4
400～ 450	50.8	5.5	80.0	5.1	35.5	5.7	17.6	5.0	62.9	5.3
450～ 500	55.8	5.0	84.2	4.2	40.9	5.4	22.2	4.6	67.7	4.8
500～ 600	64.1	8.3	89.3	5.1	50.9	10.0	33.9	11.8	74.7	7.0
600～ 700	72.1	7.9	93.5	4.1	60.8	9.9	47.6	13.6	80.9	6.3
700～ 800	78.0	6.0	95.5	2.0	68.9	8.0	59.0	11.4	85.0	4.1
800～ 900	83.4	5.3	96.8	1.3	76.3	7.5	68.4	9.5	88.8	3.8
900～1000	87.3	4.0	97.7	0.9	81.9	5.6	75.2	6.7	91.4	2.6
1000 万 円 以 上	100.0	12.7	100.0	2.3	100.0	18.1	100.0	24.8	100.0	8.6
平均所得金額 (564万3千円) 以下の割合（%）	61.5		87.9		47.6		29.8		72.6	
中央値（万円）	440		271		590		722		348	

出典：「厚生労働省 令和3年度 国民生活基礎調査」

図表 7：各種世帯別にみた世帯の状況

2021(令和3)年					
	全 世 帯	高 齢 者 世 帯	母 子 世 帯	児 童 の い る 世 帯	65歳以上の者 の いる 世 帯
世帯数(千世帯)	51 914	15 062	623	10 737	25 809
全世帯に占める割合(%)	100.0	29.0	1.2	20.7	49.7
平均世帯人員(人)	2.37	1.53	2.56	3.94	2.22
平均有業人員(人)	1.25	0.38	0.99	1.81	0.93
仕事ありの者がいる世帯の割合（%）	73.8	30.4	88.7	96.7	54.6
平均家計支出額（万円）	23.9	18.4	19.5	29.4	22.5

注：1)「平均有業人員」とは、世帯における仕事ありの平均世帯人員をいう。
2)「家計支出額」とは、2021(令和3)年5月中の家計上の支出金額（飲食費（外食費・し好品費を含む。）、住居費、光熱・水道費、被服費、保健医療費、教育費、教養娯楽費、交際費、冠婚葬祭費、その他諸雑費など）をいい、税金、社会保険料は含まない。

出典：「厚生労働省 令和3年度 国民生活基礎調査」

3－2：負の所得税の概念を用いた制度改革案の概要

図表 8：導入結果1

	所得区分	65歳以上がいる 世帯分布	65歳以上がいる 世帯数	課税額A	世帯数＊課税額A	和A	最低保障年金	
1	250,000	0.6%	154,854	0.92A	141,950A		必要額	世帯数＊必要額
2	750,000	6.4%	1,651,776	0.75A	1,238,832A		1250000-0.9167A	193567500000-141949.5A
3	1,250,000	8.3%	2,142,147	0.58A	1,249,586A		750000-0.75A	1238832000000-1238832A
4	1,750,000	9.1%	2,348,619	0.42A	978,591A		250000-0.3333A	535536750000-714049A
5	2,250,000	8.4%	2,167,956	0.25A	541,989A	△0AC(必要額)		世帯数＊必要額の和
6	2,750,000	8.7%	2,245,383	0.08A	187,115A	4,338,063A		1,967,936,250,000- 2094830.5A
7	3,250,000	8.8%	2,271,192	0.08A	189,266A			
8	3,750,000	7.4%	1,909,866	0.25A	477,467A			
9	4,250,000	5.3%	1,367,877	0.42A	569,949A			
10	4,750,000	4.8%	1,238,832	0.58A	722,652A			
11	5,500,000	7.0%	1,806,630	0.83A	1,505,525A			
12	6,500,000	6.3%	1,625,967	1.17A	1,896,962A			
13	7,500,000	4.1%	1,058,169	1.50A	1,587,254A			
14	8,500,000	3.8%	980,742	1.83A	1,798,027A			
15	9,500,000	2.6%	671,034	2.17A	1,453,907A	△BCD(徴収額)		
16	10,500,000	8.6%	2,219,574	2.50A	5,548,935A	15,749,942A		
						過不足		
						11,411,880A		筆者作成 18

3 - 2 : 負の所得税の概念を用いた制度改革案の概要

課税額について

$$\textcircled{1} = \left\{ \left(1 - \frac{1}{300}A \right)x + A \right\} - x$$

$x=25$ より

$$25 - \frac{25}{300}A + A - 25 = \frac{11}{12}A$$

$$\textcircled{2} = \left\{ \left(1 - A/300 \right)x + A \right\} - x$$

$x=75$ より

$$75 - \frac{75}{300}A + A - 75 = \frac{9}{12}A$$

③～⑥も同様に行う。

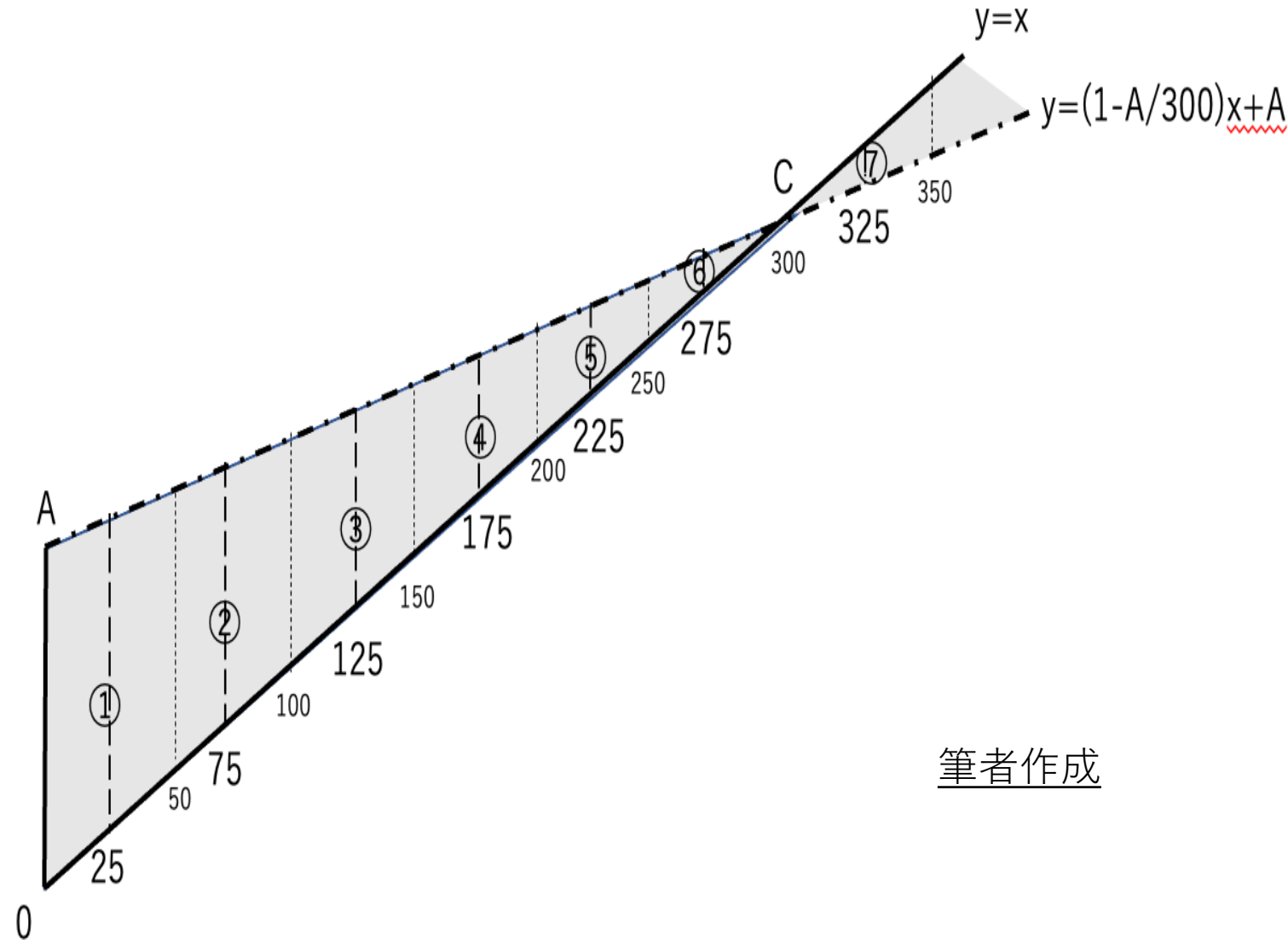
$$\textcircled{7} = x - \left\{ \left(1 - A/300 \right)x + A \right\}$$

$x=325$ より

$$325 - 325 + \frac{325}{300}A - A = \frac{1}{12}A$$

⑦以降同様に行う。

図表 9 : 課税額について(図表 5 より一部抜粋)



3 - 2 : 負の所得税の概念を用いた制度改革案の概要

最低保障年金について

$$\textcircled{1}=150-\{(1-\frac{1}{300}A)x+A\}$$

$x = 25$ より

$$150-25+\frac{25}{300}A-A=\mathbf{125-\frac{275}{300}A}$$

$$\textcircled{2}=150-\{(1-\frac{1}{300}A)x+A\}$$

$x = 75$ より

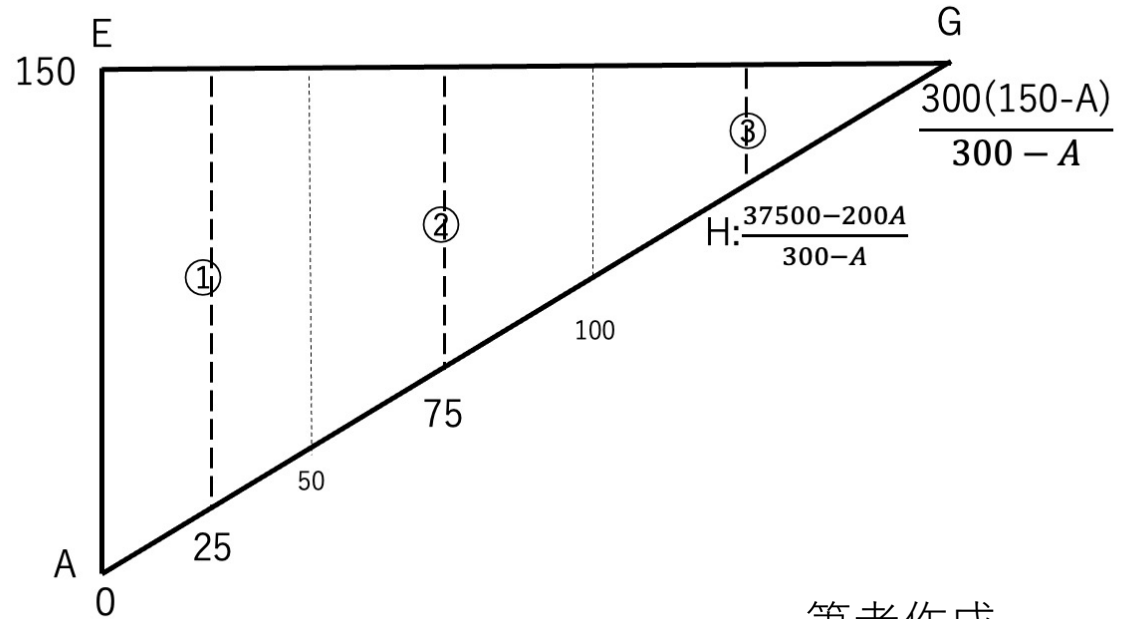
$$150-75+\frac{75}{300}A-A=\mathbf{75-\frac{225}{300}A}$$

$$\textcircled{3}=150-\{(1-\frac{1}{300}A)x+A\}$$

$$x=\frac{37500-200A}{300-A}\text{より}$$

$$\begin{aligned} &150-\{(1-\frac{1}{300}A)*(\frac{37500-200A}{300-A})+A\} \\ &=\mathbf{25-\frac{1}{3}A} \end{aligned}$$

図表 1 0 最低保障年金について(図5より一部抜粋)



筆者作成

3－3：各パターンにおける試算

パターン1

A=50とし正方向の最大課税額を国民年金支給額（65,075円/月）まで。

パターン2

A=50とし正方向の最大課税額を国民年金の国庫負担分（32,537円/月）まで。

パターン3-1

A=50($300 \leq X$)とし正方向の最大課税額を国民年金支給額(65,075円/月)まで。

パターン3-2

A=50($300 \leq X$)とし正方向の最大課税額を国民年金の国庫負担分(32,537円/月)まで。

3－3：各パターンにおける試算

図表 1 1：導入結果 2

		A=50	パターン 1（A=50・国民年金の支給額まで）			パターン 2（A=50・国庫負担分まで）			パターン 3－1 A=50(300<=X)・国民年金支給額分まで	
	所得区分	課税額(月)	課税額	世帯数＊課税額		課税額	世帯数＊課税額	和	6,497,673,840,000	円徴収されるので
1	250,000	38,194	458,333	70,974,750,000		458,333	70,974,750,000		(X<300)の時のAは	
2	750,000	31,250	375,000	619,416,000,000		375,000	619,416,000,000		1,497,828	となる
3	1,250,000	24,306	291,667	624,792,875,000		291,667	624,792,875,000		最低保障年金	
4	1,750,000	17,361	208,333	489,295,625,000		208,333	489,295,625,000		-1,169,760,487,809	円必要
5	2,250,000	10,417	125,000	270,994,500,000	必要額	125,000	270,994,500,000	必要額		
6	2,750,000	3,472	41,667	93,557,625,000	2,169,031,375,000	41,667	93,557,625,000	2,169,031,375,000		
7	3,250,000	3,472	41,667	94,633,000,000		41,667	94,633,000,000			
8	3,750,000	10,417	125,000	238,733,250,000		125,000	238,733,250,000			
9	4,250,000	17,361	208,333	284,974,375,000		208,333	284,974,375,000	徴収額 1	パターン 3－2 A=50(300<=X)・国庫負担分までの場合	
10	4,750,000	24,306	291,667	361,326,000,000		291,667	361,326,000,000	666,667		
11	5,500,000	34,722	416,667	752,762,500,000		390,450	705,398,683,500		3,264,988,858,867	円徴収されるので
12	6,500,000	48,611	583,333	948,480,750,000	徴収額 1	390,450	634,858,815,150		(X<300)の時のAは	
13	7,500,000	62,500	750,000	793,626,750,000	3,474,536,625,000	390,450	413,162,086,050		752,638	となる
14	8,500,000	76,389	780,900	765,861,427,800		390,450	382,930,713,900		最低保障年金	
15	9,500,000	90,278	780,900	524,010,450,600	徴収額2	390,450	262,005,225,300	徴収額2	391,288,184,290	円必要
16	10,500,000	104,167	780,900	1,733,265,336,600	3,023,137,215,000	390,450	866,632,668,300	3,264,988,192,200	65歳以上がいない世帯で賄うには	
					過不足			過不足	14,989	円必要
					4,328,642,465,000			1,095,956,817,200	1,249	月/円

3-3：各パターンにおける試算

パターン1、パターン2の結果

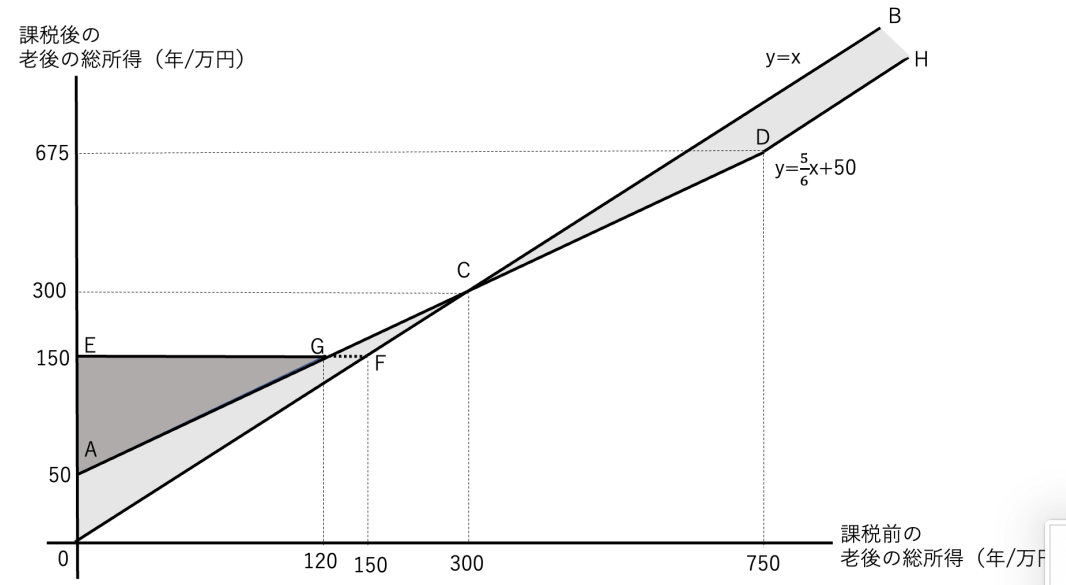
パターン1

必要額($\triangle OAC$) = 約2兆1,690億円
($4,338,063A * 500,000$)
徴収額($\square BCDH$) = 約6兆4976億円
($3,474,536,625,000 + 3,023,137,215,000$)
過不足=約4兆3,286億円
最低保障年金の必要額($\triangle AEG$) = 9,205億円
($1,967,936,250,000 - 2094830.5 * 500,000$)

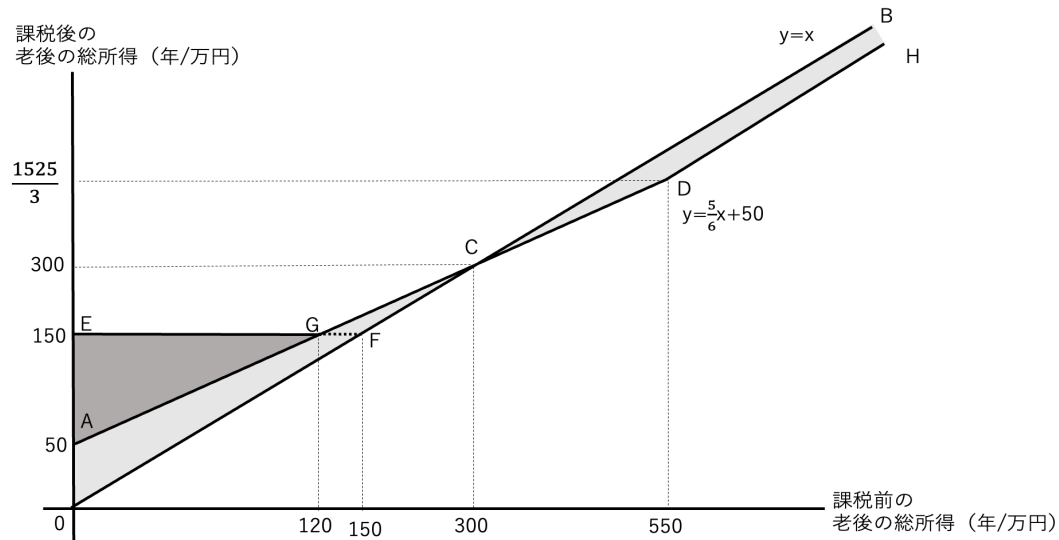
パターン2

必要額($\triangle OAC$) = 約2兆1,690億円
($4,338,063A * 500,000$)
徴収額($\square BCDH$) = 約3兆2,649億円
($666,667 + 3,264,988,192,200$)
過不足=約1兆3959億円
最低保障年金の必要額($\triangle AEG$) = 9,205億円
($1,967,936,250,000 - 2094830.5 * 500,000$)

図表 1 2：パターン1の結果



図表 1 3：パターン2の結果



3－3：各パターンにおける試算

パターン3-1

A=50(300<=X)の時
徴収額(□BCDH) = 約6兆4976億円
(3,474,536,625,000 + 3,023,137,215,000)
(X<300)の時
A = 1,497,828
(6,497,673,840,000 ÷ 4,338,063)

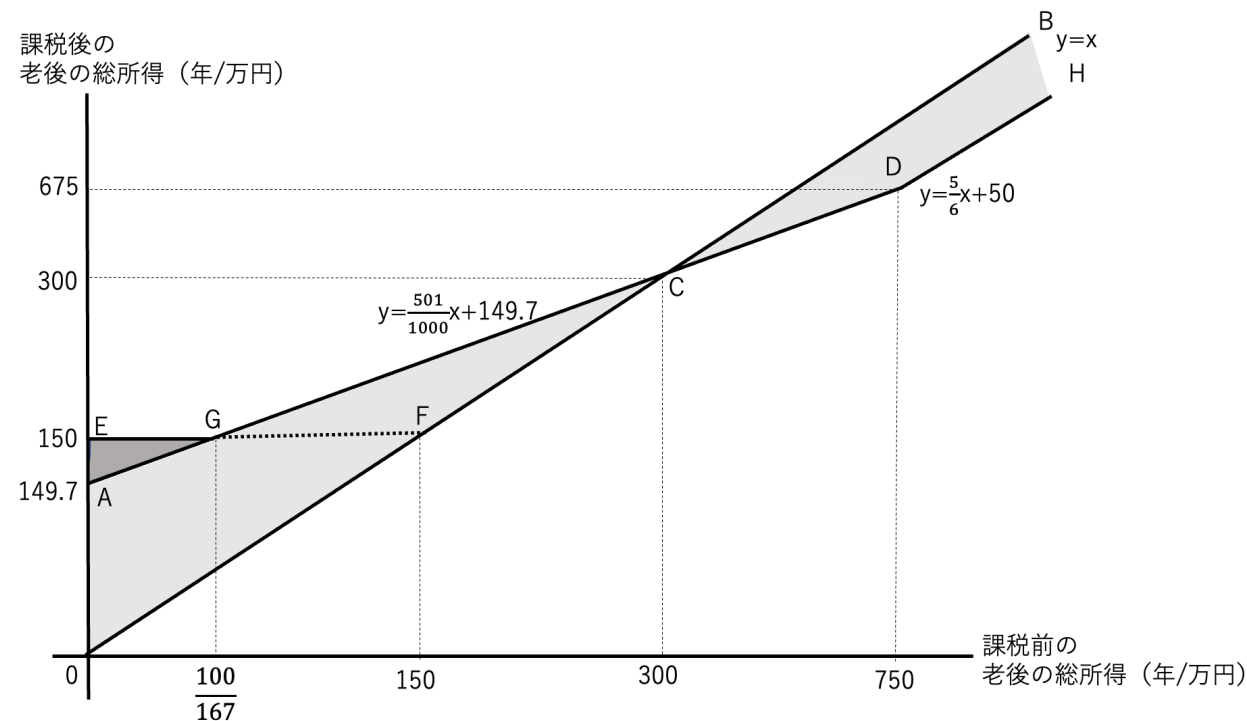
最低保障年金の必要額(△AEG) = 約-1兆1,697億円*
(1,967,936,250,000-2094830.5 * 1,497,828)

***最低保障年金の必要額がマイナスになっている理由**
原因：点Aには範囲が存在し、本試算では所得区分を採用しているため。

$y = (1 - \frac{1}{300}A)x + A$
x=25の時
 $(1 - \frac{1}{300}A)25 + A < 150$ 、 $A < 136.3636..$

Aが136万円以上の時、所得区分が25万円の人でも、負の所得税の概念の適用のみで最低保障年金以上の金額が支給される。
ex)パターン3-1の時
所得階級が25万円の世帯の課税後の所得は162.2万円であり最低保障年金が必要となる人は年間所得が約6,000円以下の人のみとなる。

図表 1 4：パターン 3－1 の結果



筆者作成

3-3:各パターンにおける試算

パターン3-2

A=50(300≤X)の時

徴収額(□BCDH) = 約3兆2,649億円
(666,667 + 3,264,988,192,200)

A = 752,638 (X<300)

(3,264,988,858,867 ÷ 4,338,063)

最低保障年金の必要額(△AEG) = 約3,912億円*

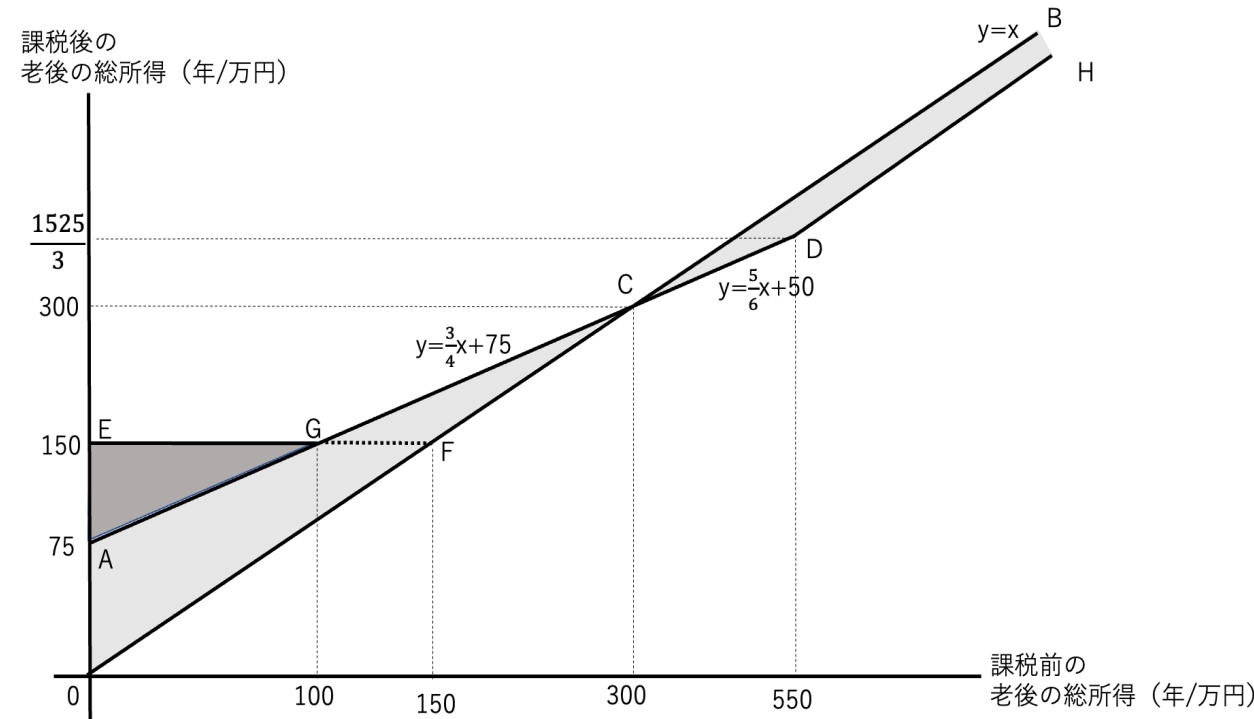
(1,967,936,250,000 - 2094830.5 * 752,638)

65歳以上がいない世帯で賄うには

年間14,989円(1,249月/円)の保険料徴収が必要となる。

(391,288,184,290 ÷ 26,105,000)

図表15：パターン3-2の結果



筆者作成

3－3:各パターンにおける試算

各パターンのまとめ

負の所得税の概念を用いる (正方向の課税額に上限無し)

必要額 = 4,338,063A

徴収額 = 15,749,942A

最低保障年金の必要額 = 1,967,936,250,000 - 2094830.5A となった。

パターン 1 (廃案)

65歳以上のいる高所得世帯からの徴収額により最低保障年金まで賄うことができるが、65歳以上のいる高所得世帯の年金支給額が最大ゼロとなり、保険料(p)を支払ったにもかかわらず保険金(z)の支給が行われず収支相等の原則 ($np=rz$) が成立しない。

パターン 2 (保留)

パターン 1 と同様に65歳以上のいる高所得世帯からの徴収額により最低保障年金まで賄うことができ、高所得高齢世帯の年金支給額がゼロになることはなく、国庫負担分までの減額であり、収支相等の原則 ($np=rz$) は成立する。

3－3:各パターンにおける試算

各パターンのまとめ

パターン3－1（廃案）

65歳以上の者がいない世帯の保険料はほぼゼロ円で済むが、パターン1と同様に収支相等の原則が成立しない。

パターン3－2(保留)

65歳以上の者がいない世帯の保険料は月額1,249円必要となるが、65歳以上の者がいる高所得世帯の年金支給額がゼロになることはなく、国庫負担分までの減額であり、収支相等の原則（ $np=rz$ ）は成立する。

保留した2パターンの考察

パターン2と比較して、パターン3-2の方が最低保障年金の受給を行わない低所得世帯の受給額は増加する。さらには、今後65歳以上のいる世帯の所得額が減少した場合、パターン2では財源が不足する可能性が生じる。これらを踏まえ、**パターン3-2が最適であると考え**る。

パターン 3 – 2 に対する考察と今後の研究課題

パターン 3 – 2 に対する考察

調査が行われた全ての年度にて試算を行った結果(図表17)、65歳以上がいない世帯の保険料は、平均1,722円/月額という結果となった。

今後の研究課題

負の所得税の概念の適用に伴い、最低生活費以下の支給額である国民年金の必要性が低くなる。そこで、「厚生年金の適用拡大を行い、国民年金の廃止」もしくは「自営業者以外の全て国民を厚生年金の対象とし、自営業者には最低保険料額を設けた後に国民年金の所得比例化」等の制度改革が必要である。また、『最低保障年金が一律(傾きがゼロ)であるため老後の勤労意欲への低下』や『稼働所得のみでなく全ての所得 に対して課税を行ったため、老後の資産形成へのインセンティブを削ぐ』^{*4}ことが考えられる。

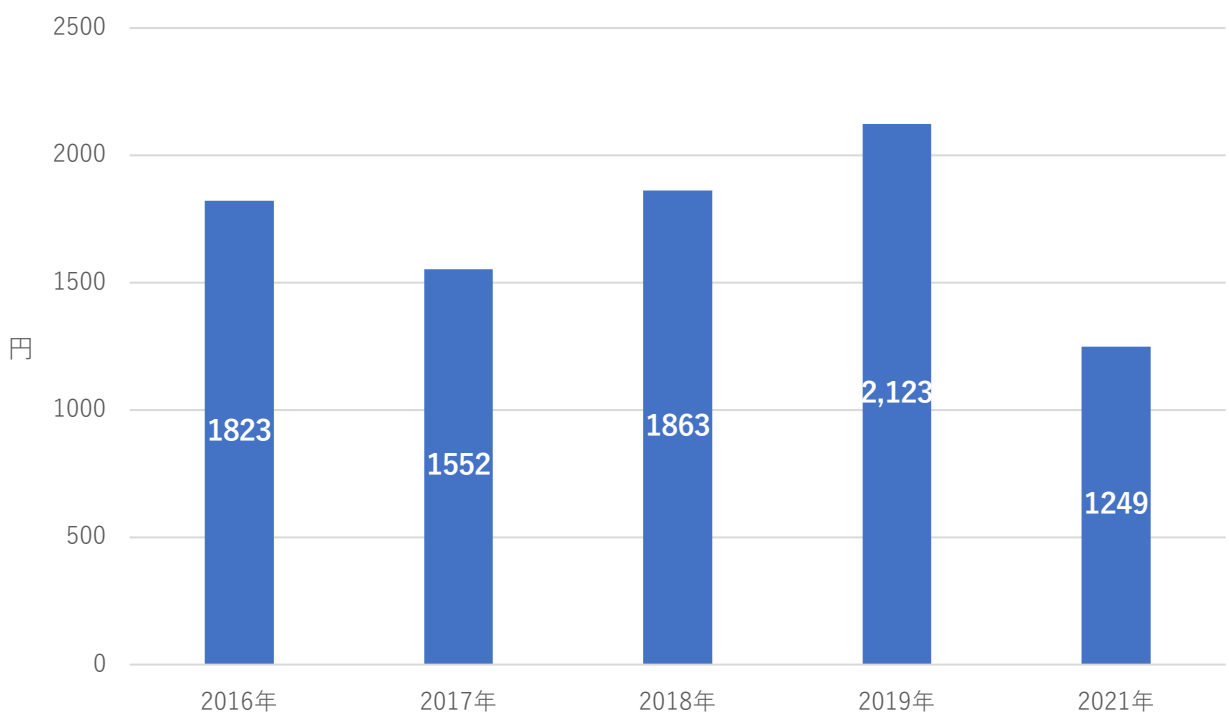
これらの問題に対し「2 – 2：所得比例年金と最低保障年金の導入」で挙げた対応策や、スウェーデンの公的年金制度を参考に最低保障年金に正の傾き^{*5}をつける必要がある。これらを研究課題とし、研究を続けていく。

* 4: James Tobin , et al. (1967)では、「所得の定義は包括的であるべきであり、正の所得税で使用される所得の定義と負の所得税の定義は異なる」としている。

* 5:最低保障年金を全額一律給付を行わず、一定額を超えると総所得額が増加する仕組み。

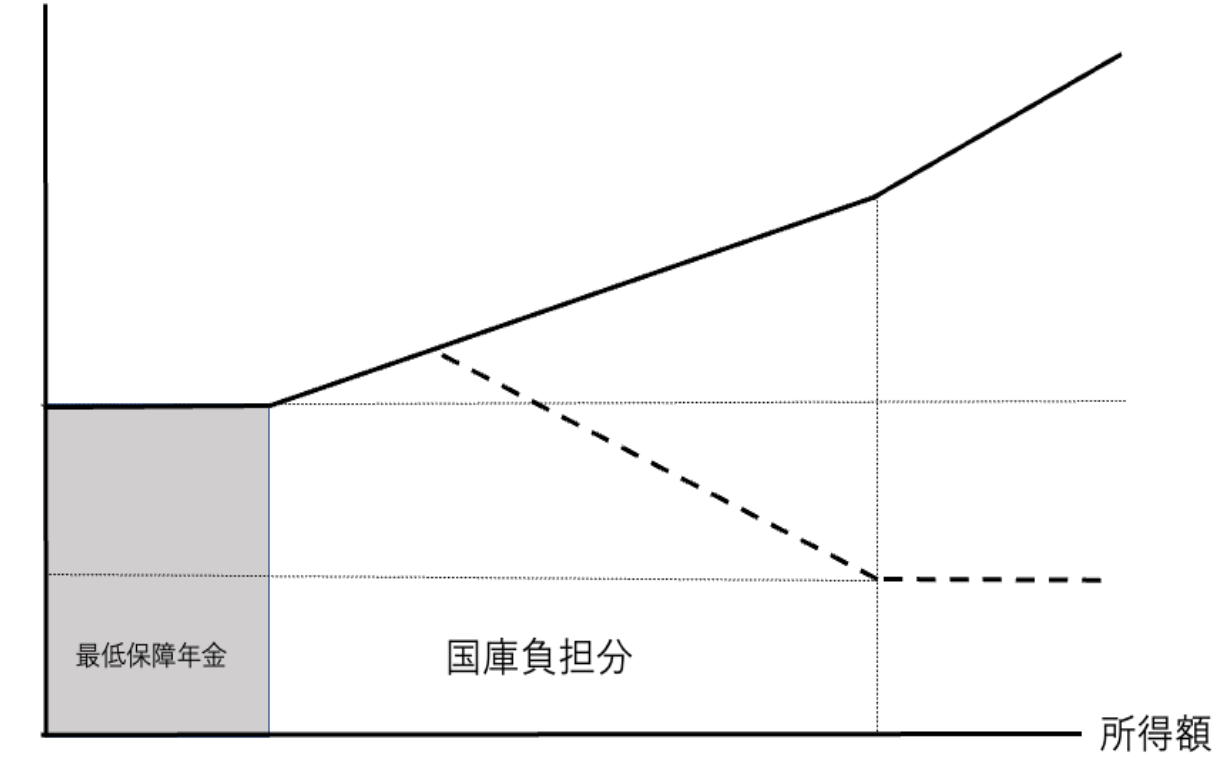
パターン 3 - 2 に対する考察と今後の研究課題

図表 1 6 : 多年度におけるパターン 3 - 2 の試算



筆者作成

図表 1 7 : 制度改革後の公的年金制度



筆者作成

主要参考文献

- 石田成則(2007)『老後所得保障の経済分析—年金システムの役割と課題』 東洋経済新報社
- 石田成則(2018)『社会保障論』 ミネルヴァ書房
- 石田成則(2021)『人生100年時代の生活保障論』 税務経理協会
- 伊多波 良雄(2011)『貧困と社会保障制度-ベーシックインカムと負の所得税-』 晃洋書房
- 稲垣誠一(2009)「第II部 各論 第7章 将来における高齢者の等価所得分布からみた年金制度改革のあり方—75歳以上高齢者の最低保障年金の導入について」 <駒村康平編(2009)『年金を選択』 慶應義塾大学出版会, pp. 233- 252 >
- 海老原嗣生 (2019)『年金不安の正体』 筑摩書房
- 駒村康平(2014)『日本の年金』 岩波書店
- 駒村康平(2009)『年金を選択する』 慶應義塾大学出版会
- 駒村康平(2005)『年金改革—安心・信頼のできる年金制度改革』 日本生産性本部生産性労働情報センター
- 田畑康人等(2016)『読みながら考える保険論(増補改訂第2版)』 八千代出版
- Jonathan Gruber ,et al.(1999)『Social security and retirement around the world』 Univ of Chicago
- Milton Friedman(1962)『Capitalism and Freedom』 The University of Chicago

主要参考文献

- 石田重森(2010)「社会保障の潜在的窮状化」『週刊社会保障』第64巻2567号pp.28-29
- 小川浩明(2020)「公的年金保険の保険学的考察 年金崩壊論と賦課式保険の原始性・合理性」『西南学院大学商学論集』第66巻第4号pp.103-141
- 駒村康平(2007)「ワーキングプア・ボーダーライン層と生活保護制度改革の動向」『日本労働研究雑誌』6月号No.563pp.48-60
- 参議院(2003)「参議院議員櫻井充君提出公的年金と生活保護の支給額に関する質問に対する答弁書」内閣参質第157号第12号
- 高阪悌雄(2016)「生活保護に代わる所得保障制度を実現しようとした試みとその意義についての一考察」『Core Ethics』第12巻pp.171-182
- 中橋創(2011)「国民年金の未納と代替行動」『京都産業大学論集』第28巻pp.273-286
- 西村智 (2020)「高齢者の貧困問題と年金制度」『産研論集』第47号pp.105-106
- 前田悦子(2006)「基礎年金の財源をめぐって—社会保険方式か税方式か—」第15巻第2号pp.41-64
- 前田悦子(2014)「高齢者の所得保障-公的年金制度と生活保護制度-」『駿河台経済論集』第23巻第2号pp.83-105
- 山本克也(2012)「実行可能性からみた最低保障年金制度」, 『生活経済学研究』第35巻, pp. 1- 16
- 和田一郎等(2010)「国民年金と生活保護に関する実質的受給額の比較」『厚生統計協会』巻57号第12号pp.31-39
- James Tobin , et al. (1967)「Is a Negative Income Tax Practical? 」『the yale law journal』Volume 77, Number 1
- Karl Widerquist (2005)「What (If Anything) Can We Learn from the Negative Income Tax Experiments? 」『*Journal of Socio-Economics*』 Volume 34 , pp.49–81
- Queisser et al.(2007)『Mainstreaming Ageing: Indicators to Monitor Sustainable Progress and Policies(Public Policy and Social Welfare)』 pp.542-568

主要参考文献

- 佐川あぐり(2019)「厚生年金のさらなる適用拡大はなぜ必要か」『大和総研』
https://www.dir.co.jp/report/research/policy-analysis/social-securities/20190422_020763.pdf
- 厚生労働省(2004)『生活保護制度の見直し』
<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/02/dl/s0202-7i.pdf>
- 厚生労働省 (2022) 『生活保護制度の現状について』
<https://www.mhlw.go.jp/content/12002000/000977977.pdf>
- 厚生労働省 (2021) 『国民生活基礎調査の概況』
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa21/index.html>
- 厚生労働省 (2021) 『国民年金の加入・保険料納付状況について』
https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/dl/k_r03.pdf
- 厚生労働省(2019)『財政検証結果レポート「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」』
<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/2019report.pdf>
- 国立社会保障・人口問題研究所(2019)『社会保障統計年報』
https://www.ipss.go.jp/s-toukei/j/t_nenpo_back/h31.pdf
- 総務省 (2019) 『人口推計 2019年10月1日(確定値)』
<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2019np/index.html#a05k01-a>
- 総務省 (2019) 『家計調査報告書』
<https://www.stat.go.jp/data/kakei/2019np/index.html>